

証券コード 7214
2022年6月9日

株 主 各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3

GMB株式会社

代表取締役社長 松 波 誠

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日のご出席はできる限り、見合わせていただき、書面またはインターネットにより議決権を事前行使していただきますよう、お願い申しあげます。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使は、以下のいずれかの方法によって行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますよう、お願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時
 2. 場 所 奈良県磯城郡川西町結崎32番地の1
川西文化会館「コスモスホール」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第60期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本招集ご通知の株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

(アドレス <https://www.gmb.jp>)

<新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するお知らせ>

- ・当日ご出席の株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご出席賜りますようお願い申しあげます。
- ・株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応(株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、検温を実施すること、アルコール消毒による手指の消毒を実施すること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等)を講じることがありますことをご理解くださいますよう、お願い申しあげます。
- ・役員および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席いただく際はご確認ください。

(アドレス <https://www.gmb.jp>)

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月23日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることと、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による停滞から、ワクチン接種や経済対策を進めた先進国を中心に社会経済活動が回復するなか、半導体不足や物流の混乱、エネルギー・素材価格の高騰も続き、さらにはロシアによるウクライナ侵攻など、不透明な状況が続きました。

このような環境の中、当社グループにおきましても、全般的に需要の回復傾向が続き、加えて韓国で電動ウォーターポンプなど新製品の開発や販路拡大を進めました。また、素材価格や物流コストの上昇に対し生産性の改善やコスト削減などの競争力強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が71,406百万円（前期比24.4%増）、営業利益は1,148百万円（前期は83百万円の損失）となりました。さらに、外貨建て資産・負債の評価益等の為替差益やデリバティブ評価益も加わったことなどにより、経常利益は1,954百万円（前期は420百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は660百万円（前期は315百万円の損失）となりました。

品目分類別の売上状況につきましては、次のとおりであります。

品目	第 59 期		第 60 期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	売上金額	構成比	売上金額	構成比	増減額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
駆動・伝達及び操縦装置部品(※1)	29,887	52.1	36,004	50.4	6,116	20.5
エンジン部品(※2)	18,719	32.6	23,457	32.8	4,738	25.3
ベアリング(※3)	8,462	14.7	10,908	15.3	2,446	28.9
その他	339	0.6	1,035	1.5	695	204.7
計	57,409	100.0	71,406	100.0	13,997	24.4

(注) 品目分類における当社グループの主な製品は次のとおりです。

- ※1. ユニバーサルジョイント、ステアリングジョイント、等速ジョイント、バルブスプール、サスペンションパーツ
- ※2. ウォーターポンプ、電動ウォーターポンプ、ファンクラッチ
- ※3. テンショナー・アイドラー・ベアリング、ボールベアリング

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、海外子会社の生産能力増強や合理化等を主な目的として、機械設備の更新等、総額3,632百万円を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行および社債発行等の重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (2019年 3 月期)	第 58 期 (2020年 3 月期)	第 59 期 (2021年 3 月期)	第 60 期 (当連結会計年度 (2022年 3 月期))
売 上 高 (百万円)	64,321	61,223	57,409	71,406
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	426	△313	△420	1,954
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	226	△910	△315	660
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	43.37	△174.21	△60.05	125.37
総 資 産 (百万円)	65,773	63,574	63,612	70,423
純 資 産 (百万円)	30,012	28,175	27,596	29,779
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	4,159.87	3,875.57	3,801.89	4,012.16

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
GMB NORTH AMERICA INC.	USD 5,500,000	97.1%	自動車部品の販売
GMB KOREA CORP.	KRW 9,536,140,000	54.4%	自動車部品の製造・販売
AG TECH CORP.	KRW 5,000,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB ELPIS CORP.	KRW 5,000,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
青島吉明美機械制造有限公司	USD 25,254,200	100.0%	自動車部品の製造・販売
青島吉明美汽车配件有限公司	USD 13,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
吉明美（杭州）汽配有限公司	USD 1,000,000	100.0%	自動車部品の販売
吉明美汽配（南通）有限公司	USD 9,000,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	THB 476,000,000	98.3%	自動車部品の製造・販売
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC	RUB 336,400,000	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.	RON 33,991,420	100.0%	自動車部品の製造・販売
GMB OCEANIA PTY. LTD.	AUD 1,000,000	75.0%	自動車部品の販売

(注) 1. 議決権比率は、間接所有割合を含めております。

2. GMB KOREA CORP. の他の子会社に対する出資比率は次のとおりであります。

会社名	出資比率
GMB NORTH AMERICA INC.	34.3%
AG TECH CORP.	60.0%
GMB ELPIS CORP.	60.0%
青島吉明美機械制造有限公司	40.0%
青島吉明美汽车配件有限公司	80.0%
吉明美（杭州）汽配有限公司	100.0%
吉明美汽配（南通）有限公司	100.0%
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	20.2%
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC	100.0%
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.	100.0%

3. 上記を含め、2022年3月31日現在の当社の連結子会社は12社、持分法適用会社は1社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは新車用部品供給と補修用部品供給を両輪とした営業基盤を構築しておりますが、近年の自動車業界におけるグローバルな生産・流通体制、新興国需要の高まり、環境対応製品の広がりなどの外部環境に対して、当社グループとして対処すべき重点課題は、次のとおりであります。

- ・ 需要変動・環境変化に柔軟に対応できる生産・調達体制
- ・ 品質および生産性向上と安定的な調達先の確保による競争力強化
- ・ 新車用部品市場における新規顧客の開拓
- ・ 環境対応などの製品需要に対応した研究開発力
- ・ グローバルに活躍できる人材の育成

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社12社および持分法適用の関連会社1社により構成されており、ウォーターポンプ、ユニバーサルジョイントを中心にとした、国内・海外の自動車部品の製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
当社	本 社 ・ 奈 良 工 場	奈良県磯城郡川西町
	八 尾 工 場	大阪府八尾市
	G M B S a l e s & Marketing Office	大阪府大阪市
GMB NORTH AMERICA INC.	本 社	米国ニュージャージー州
	営 業 所 ・ 倉 庫	米国カリフォルニア州
GMB KOREA CORP.	本 社 ・ 第 一 工 場	韓国慶尚南道昌原市
	第 二 工 場	韓国慶尚南道昌原市
	瑞 山 工 場	韓国忠清南道瑞山市
	安 養 研 究 事 務 所	韓国京畿道安養市
AG TECH CORP.	本 社 ・ 工 場	韓国慶尚南道昌原市
	密 陽 工 場	韓国慶尚南道密陽市
GMB ELPIS CORP.	本 社 ・ 工 場	韓国慶尚南道昌原市
青島吉明美機械制造有限公司	本 社 ・ 工 場	中国山東省萊西市
青島吉明美汽車配件有限公司	本 社 ・ 工 場	中国山東省即墨市
吉明美（杭州）汽配有限公司	本 社	中国浙江省杭州市
吉明美汽配（南通）有限公司	本 社 ・ 工 場	中国江蘇省南通市
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	本 社 ・ 工 場	タイ プラチンブリ県
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC	本 社 ・ 工 場	ロシア連邦レニングラード州
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.	本 社 ・ 工 場	ルーマニア アルジェシュ県
GMB OCEANIA PTY. LTD.	本 社 ・ 倉 庫	オーストラリア ニューサウスウェールズ州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,731 (119) 名	46 (35) 名

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
322 (11) 名	6 (－) 名	42.1歳	18.5年

(注) 使用人数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,235百万円
株式会社三井住友銀行	2,150百万円
株式会社南都銀行	1,496百万円
株式会社みずほ銀行	980百万円
株式会社三十三銀行	514百万円
日本生命保険相互会社	293百万円
株式会社国際協力銀行	51百万円
明治安田生命保険相互会社	40百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,271,794株
 (3) 株主数 2,678名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
松 岡 信 夫	1,053,432	20.0
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	406,800	7.7
松 岡 栄 子	237,567	4.5
G M B 従 業 員 持 株 会	160,170	3.0
松 岡 祐 吉	131,531	2.5
松 岡 祐 広	124,813	2.4
金 本 順 子	120,406	2.3
庄 司 聖 吾	104,078	2.0
榎 田 重 夫	95,300	1.8
具 綾 子	84,813	1.6

(注) 持株比率は自己株式（1,360株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役（社外取締役を除く）	11,048	7

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松波 誠	
代表取締役副社長	松岡 祐吉	営業本部長
専務取締役	善田 篤志	経営管理本部長総務部担当
常務取締役	大瀧 民也	営業副本部長営業企画部担当
取締役	生駒 浩幸	奈良・八尾工場長兼生産企画部担当
取締役	芳村 朋信	設計技術・生産技術・環境管理責任者
取締役	河田 一良	第一営業部長
取締役	梁 亨恩	大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員(地域政策学博士)
取締役	波多野 憲昭	税理士
常勤監査役	宮内 誠	
監査役	中川 雅晴	株式会社中村超硬 社外監査役 セブン工業株式会社 社外取締役
監査役	平山 菊二	株式会社ジャパンベンディング 代表取締役

- (注) 1. 取締役梁亨恩氏および波多野憲昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中川雅晴氏および平山菊二氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮内誠氏は監査役就任まで当社の内部監査室長を務め、監査役中川雅晴氏は公認会計士として財務および会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、監査役平山菊二氏は異業種の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。
4. 当社は、取締役梁亨恩氏および波多野憲昭氏、監査役中川雅晴氏および平山菊二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と取締役梁亨恩氏および波多野憲昭氏、監査役中川雅晴氏および平山菊二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役

であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ①新任 監査役 宮内 誠氏 (2021年6月18日就任)
- ②退任 取締役 中西 宏之氏 (2021年6月18日退任)
- ③退任 監査役 浦田 義寛氏 (2021年6月18日退任)

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人 数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	165 (4)	153 (4)	—	12 (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15 (4)	15 (4)	—	—	4 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第41期定時株主総会（決議時の取締役は9名が対象）において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額は、2019年6月21日開催の第57期定時株主総会（決議時の取締役は8名が対象）において、上記1.に記載の報酬限度額とは別枠で年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第41期定時株主総会（決議時の監査役は3名が対象）において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 支給人数には、2021年6月18日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
5. 報酬等の総額には、取締役8名に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額12百万円が含まれております。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、詳細はP15【報酬構成】をご参照ください。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

【役員報酬の基本方針】

当社役員報酬の基本方針は、次のとおりであります。

- ・ 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。
- ・ 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とします。

【報酬構成】

当事業年度に係る役員報酬の報酬構成の仕組みは、以下のとおりであります。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら、役員報酬規程の定めにより決定します。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、新株式の発行において現物出資財産として払い込むことを条件として、当社の取締役（社外取締役除く）に対して、金銭報酬債権を年1回支給します。また、その報酬は、役位・職責が上位の者ほど付与株式数が増加すること、加えて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定します。

取締役の種類別の報酬割合については、当社を取り巻く経営環境に配慮しながら、任意の諮問委員会において検討を行います。取締役会（委任を受けた代表取締役社長）は、任意の諮問委員会の答申内容を尊重、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

【決定手続】

上記の役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度適用が担保されるよう、任意の諮問委員会において答申し、2021年3月1日の取締役会で決定しております。なお、報酬の具体的決定につきましては、任意の諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で決定することとしております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

【取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項】

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2022年4月1日開催の取締役会において代表取締役社長 松波誠氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が任意の諮問委員会に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は、前記（１）に記載のとおりです。なお、当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	梁 亨 恩	社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。当事業年度中の取締役会15回中14回に出席し、学識経験者として豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、当社の経営に対する助言、提言を行っております。
社外取締役	波多野憲昭	社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。当事業年度中の取締役会15回中14回に出席し、税理士としての知識を活かし、当社の経営に対する助言、提言を行っております。
社外監査役	中川雅晴	当事業年度中の取締役会15回、監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての知識を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	平山菊二	当事業年度中の取締役会15回、監査役会14回の全てに出席し、異業種の経営者としての知識を活かし、必要に応じ発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
(イ) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
(ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記(イ)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、GMB KOREA CORP. の計算関係書類の監査は、安進会計法人が行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業理念・事業目的に沿った経営活動が取締役により実践されているかを牽制・監督する組織として監査役・監査役会を設置している。
- ② 当社の企業風土や内部環境の整備として、「行動指針」および社員の守るべき規範「社内行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を代表者が、その精神を取締役、全従業員に対し周知徹底を図るため継続的に啓蒙する。
- ③ コンプライアンス体制は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、各所属部署長・部署責任者がコンプライアンス担当者となり、従業員への啓蒙活動、指導相談等周知徹底を図る。
- ④ 反社会的勢力に対しては、社内行動規範に基づき一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は「文書取扱規程」に基づいて、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンスに係るリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員への周知徹底を図る。また、リスク管理状況をコンプライアンス委員会および経営会議、取締役会へ報告し、未然防止に努める。
- ② 各業務に関するリスクに対する管理体制は、各業務部門で内部統制システム上での体制を敷き、経営企画部が総合的に統括し未然防止に努める。また、代表取締役社長の直轄する部署としての内部監査室を充実し、監査機能で牽制し、各部門のリスク管理を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則毎月初に定期的に開催し経営の意思決定を行うとともに業務の執行を監督する。
- ② 経営戦略に基づき定めた目標を達成するため、各部門で諸施策と年次経営計画を策定し、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
- ③ 取締役会に次ぐ重要な意思決定機関としての「経営会議」を設置し、事業計画の遂行状況のチェックをはじめ、内部統制に関する報告、フォローアップ、リスク案件の協議を行い統制活動の実効性を高める。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の企業理念・行動指針・社内行動規範を指導し、当社グループ各国の環境に応じた体制をとり、当社および当社グループ各社間で協議、情報の共有化、指示・要請が効率的に行われる体制を構築する。
- ② 内部監査室は、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社および当社グループ各社の代表取締役社長に報告する。なお、重大であると判断した場合には、当社の監査役会にも報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員から監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定できる補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役および所属部署責任者等の指揮命令はうけないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、使用人は、監査役に対して、当社およびグループ会社に重大な影響をおよぼす事項等必要な報告および情報提供を行う。また、コンプライアンスの相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を「内部通報規程」に制定し整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監視機能を適切に果たせるよう、取締役会等の重要会議に出席している。ま

た、監査役は、経営トップ、監査法人、内部監査室とそれぞれ定期的に、また随時に意見交換を行い、経営業務執行の課題を共有した上で、独立した外部からの視点で監査牽制機能を果たし監査報告を取締役会を通じて報告する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行につきましては、取締役会を15回開催し、法令および定款に定められた事項やグループ子会社を含む経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
- ② 経営会議を12回開催し、中期目標を含む経営計画の検討と、進捗状況把握や見直しを実施するとともに、内部統制に関する報告、リスク案件の協議とリスクの定期見直しを実施しました。
- ③ 監査役会を14回開催し、監査方針・監査計画等を決定するとともに、取締役会等への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じ監査を行いました。併せて、代表取締役や各常勤役員との意見交換や、監査法人・内部監査室との情報交換・意見交換を実施しました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門およびグループ子会社の内部統制状況、業務遂行状況、コンプライアンス・リスク管理の状況について内部監査を実施しました。
- ⑤ コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を3回開催し、コンプライアンス部署内勉強会を4回開催するなど、コンプライアンスに関する活動の強化と意識の徹底を図りました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,947,130	流動負債	32,957,476
現金及び預金	5,917,086	支払手形及び買掛金	7,981,133
受取手形及び売掛金	15,254,265	短期借入金	17,409,703
商品及び製品	9,804,127	1年内返済予定の社債	576,153
仕掛品	5,841,381	1年内返済予定の長期借入金	2,325,372
原材料及び貯蔵品	4,412,945	未払法人税等	395,387
未収還付法人税等	422	賞与引当金	181,659
その他	1,828,202	製品保証引当金	278,812
貸倒引当金	△111,299	その他	3,809,255
固定資産	27,475,928	固定負債	7,685,933
有形固定資産	24,697,172	社債	1,800,478
建物及び構築物	6,346,575	長期借入金	2,939,671
機械装置及び運搬具	11,199,605	繰延税金負債	667,609
土地	5,634,649	退職給付に係る負債	1,777,399
建設仮勘定	833,284	その他	500,775
その他	683,056	負債合計	40,643,410
無形固定資産	388,467	(純資産の部)	
その他	388,467	株主資本	19,429,690
投資その他の資産	2,390,288	資本金	863,390
投資有価証券	614,403	資本剰余金	1,035,294
繰延税金資産	779,668	利益剰余金	17,533,453
その他	1,224,302	自己株式	△2,447
貸倒引当金	△228,086	その他の包括利益累計額	1,716,150
資産合計	70,423,058	その他有価証券評価差額金	12,922
		為替換算調整勘定	1,606,422
		退職給付に係る調整累計額	96,806
		非支配株主持分	8,633,806
		純資産合計	29,779,648
		負債・純資産合計	70,423,058

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	71,406,849
売	上	原	59,605,518
	売	上	11,801,331
	総	利	11,801,331
	益		
販	売	費	10,652,766
	及	び	
	一	般	
	管	理	
	費		
営	業	利	1,148,564
	益		
営	業	外	1,277,601
	収	益	
受	取	利	36,968
為	替	差	624,386
		益	
助	成	金	82,008
受	取	賃	30,230
		貸	
		料	
		益	330,594
持	分	法	7,905
	に	よ	
	る	投	165,507
	の	資	
		利	
		益	
		他	165,507
営	業	外	472,006
	費	用	
支	払	利	348,991
手	形	却	81,669
		損	
		他	41,345
		益	
経	常	利	1,954,159
		益	
特	別	利	191,727
		益	
固	定	資	40,447
		産	
		売	
		却	
		益	40,447
減	損	損	151,280
		失	
		戻	
		入	
		益	151,280
特	別	損	76,107
		失	
固	定	資	16,217
		産	
		売	
		却	
		損	16,217
固	定	資	14,597
		産	
		除	
		却	
		損	14,597
減	損	損	45,292
		失	
		失	
		益	45,292
税	金	等	2,069,778
	調	整	
	前	当	
	期	純	
	利	益	
			2,069,778
法	人	税	566,600
	、	住	
	民	税	
	及	び	
	事	業	
	税		566,600
法	人	税	178,903
	等	調	
	整	額	
			178,903
当	期	純	1,324,274
		利	
		益	
			1,324,274
非	支	配	664,045
	株	主	
	に	帰	
	属	す	
	る	当	
		期	
		純	
		利	
		益	664,045
親	会	社	660,229
	株	主	
	に	帰	
	属	す	
	る	当	
		期	
		純	
		利	
		益	660,229

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	855,743	1,027,647	16,973,086	△2,447	18,854,029
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△47,157		△47,157
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	855,743	1,027,647	16,925,928	△2,447	18,806,871
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	7,647	7,647			15,294
剰 余 金 の 配 当			△52,704		△52,704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			660,229		660,229
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7,647	7,647	607,524	-	622,819
2022年3月31日 残高	863,390	1,035,294	17,533,453	△2,447	19,429,690

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
2021年4月1日 残高	8,671	1,015,649	107,012	1,131,334	7,610,668	27,596,032
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△47,157
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	8,671	1,015,649	107,012	1,131,334	7,610,668	27,548,874
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						15,294
剰 余 金 の 配 当						△52,704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						660,229
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	4,250	590,772	△10,206	584,816	1,023,138	1,607,954
連結会計年度中の変動額合計	4,250	590,772	△10,206	584,816	1,023,138	2,230,774
2022年3月31日 残高	12,922	1,606,422	96,806	1,716,150	8,633,806	29,779,648

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 12社
- ・ 連結子会社の名称 GMB NORTH AMERICA INC.
GMB KOREA CORP.
AG TECH CORP.
GMB ELPIS CORP.
青島吉明美機械制造有限公司
青島吉明美汽车配件有限公司
吉明美（杭州）汽配有限公司
吉明美汽配（南通）有限公司
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.
GMB RUS AUTOMOTIVE LLC
GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S. R. L.
GMB OCEANIA PTY. LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 1社
 - ・ 関連会社の名称 THAI KYOWA GMB CO., LTD.
- ② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（利息法）
 - ロ. その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ハ. デリバティブ 時価法

二. 棚卸資産

- a. 製品・商品・原材料・仕掛品
- b. 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ法）

なお、一部の在外連結子会社については、総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社については、主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

なお、主要な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年～40年
機械装置及び運搬具	2年～10年
その他	2年～15年

（工具、器具及び備品）

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

- a. 一般債権
- b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

貸倒実績率によっております。

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 当社においては、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。
- ハ. 製品保証引当金 当社及び連結子会社の一部は、製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績率をもとに発生する見積額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異について、当社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌連結会計年度より費用処理し、また、GMB KOREA CORP. は、発生時に損益として認識しております。
- ⑤ 連結計算書類作成の基礎となった連結会社の計算書類作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額については損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段…金利通貨スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建借入金
- ハ. ヘッジ方針 為替変動・金利変動に起因するリスクを管理することを目的としております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法 金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として自動車部品の製造・販売を行っております。当社グループでは、主に完成した商品及び製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しており、原則として、契約条件等に基づき納品日等において当該商品及び製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。商品及び製品の販売契約における対価は、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度に計上した金額

商品及び製品	9,804,127千円
仕掛品	5,841,381千円
原材料及び貯蔵品	4,412,945千円
計	20,058,453千円

なお、上記の主要な内訳は、GMB KOREA CORP. が7,320,695千円、GMB NORTH AMERICA INC. が4,054,061千円、GMB株式会社 が2,442,539千円であります。

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

棚卸資産は取得原価で評価しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、正味売却価額で評価し、取得原価との差額を当期の費用として処理しております。なお、営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の基準により定期的に帳簿価額を切り下げの方法により評価しております。

市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、損失が発生し、重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、買戻し契約に該当する有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。加えて、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経

過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,671千円減少し、売上原価は8,220千円増加し、販売費及び一般管理費は142,527千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ129,636千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は47,157千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の会計上の見積りに与える影響)

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症による世界経済の先行きは不透明感が漂うものの、当社グループにおいて、前連結会計年度の後半より需要は回復傾向にあります。世界の自動車産業も全般的には需要の回復傾向の継続が見込まれることも踏まえ、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、将来の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金に含まれる定期預金	194,400千円
商品及び製品	3,159,000千円
建物及び構築物	2,099,677千円
機械装置及び運搬具	1,095,272千円
土地	3,378,017千円
計	9,926,366千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定含む）	2,210,000千円
短期借入金	4,519,800千円
計	6,729,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 47,689,989千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(3) 受取手形割引高 566,256千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失戻入益

連結子会社である吉明美汽配（南通）有限公司において実施した機械装置に係る国際財務報告基準に基づく減損損失の戻入益であります。

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しておりません。

場 所	用 途	種 類	金額（千円）
GMB OCEANIA PTY. LTD. 本 社 ・ 倉 庫 （ オ ー ス ト ラ リ ア ニューサウスウェールズ州）	本 社	建 物 等	45,292

上記の資産につきましては、GMB OCEANIA PTY. LTD. で使用している資産において、収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、GMB OCEANIA PTY. LTD. の当該資産については、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,258,052株	13,742株	-株	5,271,794株

(注) 発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加13,742株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,360株	-株	-株	1,360株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年11月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 52,704千円
- ・1株当たり配当額 10円00銭
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの2022年6月24日開催予定の第60期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 52,704千円
- ・1株当たり配当額 10円00銭
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月27日
- ・配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、主に銀行借入や社債発行により必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後14年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

また、当社は複合金融商品関連では、デリバティブ内包型の期限前解約権付借入を行っております。当該組込デリバティブは借入金と密接な関係にあり、リスクが現物に及ばないため区分処理を行っておりませんが、指定された期限以外の時期に当社から中途解約を申し入れた場合には別途精算金の支払義務が発生するリスクがあります。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で、また金利関連では借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(連結会計年度の決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)1参照)。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未取還付法人税等」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	7,177	7,177	—
資産計	7,177	7,177	—
(1) 1年内償還予定の社債	576,153	576,153	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	2,325,372	2,325,619	247
(3) 社債	1,800,478	1,800,478	—
(4) 長期借入金	2,939,671	2,936,733	△2,938
負債計	7,641,674	7,638,983	△2,691
デリバティブ取引(注)2	△334,727	△334,727	—

(注)1 非上場株式(連結貸借対照表計上額607,226千円)は、市場価格のない株式等とし

て、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	7,097	—	—	7,097
資産計	7,097	—	—	7,097
デリバティブ取引				
金利関連	—	△3,719	—	△3,719
金利通貨関連	—	△331,007	—	△331,007

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	79	—	79
資産計	—	79	—	79
1年内償還予定の社債	—	576,153	—	576,153
1年内返済予定の長期借入金	—	2,325,619	—	2,325,619
社債	—	1,800,478	—	1,800,478
長期借入金	—	2,936,733	—	2,936,733
負債計	—	7,638,983	—	7,638,983

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ、金利通貨スワップの時価は、金利や為替レート、先物相場等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

複合金融商品については、当該複合金融商品と一体として処理された元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	日本	米国	韓国	中国	タイ	欧州	豪州	合計	調整額	連結 損益計算書 計上額
売上高										
駆動・伝達及び 操縦装置部品	8,950,022	458,141	23,144,751	3,329,854	293,540	—	14,939	36,191,250	△186,693	36,004,556
エンジン部品	4,251,992	4,968,854	10,753,844	732,214	379,437	2,375,954	118,105	23,580,404	△122,546	23,457,857
ベアリング	1,724,250	625,662	7,694,473	889,544	—	—	31,775	10,965,706	△57,133	10,908,573
その他	3,221	972,784	2,469	56,156	—	—	6,748	1,041,380	△5,517	1,035,862
顧客との契約から 生じる収益	14,929,486	7,025,442	41,595,539	5,007,770	672,977	2,375,954	171,569	71,778,741	△371,891	71,406,849
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	14,929,486	7,025,442	41,595,539	5,007,770	672,977	2,375,954	171,569	71,778,741	△371,891	71,406,849

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	14,451,791千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	15,254,265
契約負債(期首残高)	67,848
契約負債(期末残高)	86,824

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた取引高は67,848千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,012円16銭
(2) 1株当たり当期純利益	125円37銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,854,713	流動負債	8,132,535
現金及び預金	1,843,385	支払手形	92,468
受取手形	610,182	買掛金	1,194,261
売掛金	3,350,657	短期借入金	4,488,000
商品及び製品	1,205,442	1年内返済予定の長期借入金	1,195,316
仕掛品	415,439	未払金	412,274
原材料及び貯蔵品	821,657	未払費用	163,630
前払費用	50,723	未払法人税等	256,232
未収消費税等	86,885	賞与引当金	181,659
関係会社短期貸付金	37,500	製品保証引当金	12,000
その他	432,840	設備関係未払金	87,346
固定資産	12,692,467	その他	49,345
有形固定資産	4,428,145	固定負債	2,507,293
建物	440,810	長期借入金	2,078,090
構築物	14,091	リース債務	60,794
機械及び装置	546,251	退職給付引当金	323,538
車輛運搬具	15,314	その他	44,870
工具、器具及び備品	119,073	負債合計	10,639,828
土地	3,207,941		
建設仮勘定	84,663	(純資産の部)	
無形固定資産	183,014	株主資本	10,894,430
電話加入権	4,139	資本金	863,390
施設利用権	565	資本剰余金	1,012,792
ソフトウェア	5,518	資本準備金	1,012,792
ソフトウェア仮勘定	172,790	利益剰余金	9,020,694
投資その他の資産	8,081,308	利益準備金	24,750
投資有価証券	73,638	その他利益剰余金	8,995,944
関係会社株式	4,459,325	為替変動準備金	1,000,000
関係会社出資金	1,587,065	繰越利益剰余金	7,995,944
関係会社長期貸付金	5,220,188	自己株式	△2,447
繰延税金資産	136,454	評価・換算差額等	12,922
その他	9,731	その他有価証券評価差額金	12,922
貸倒引当金	△3,405,095	純資産合計	10,907,352
資産合計	21,547,181	負債・純資産合計	21,547,181

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,006,347
売 上 原 価	14,054,545
売 上 総 利 益	1,951,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,236,786
営 業 損 失	1,284,984
営 業 外 収 益	968,598
受 取 利 息	64,362
受 取 配 当 金	70,680
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	80,349
為 替 差 益	740,907
そ の 他	12,298
営 業 外 費 用	61,697
支 払 利 息	38,056
手 形 売 却 損	9,307
支 払 手 数 料	9,695
そ の 他	4,638
経 常 損 失	378,083
特 別 利 益	4,662
固 定 資 産 売 却 益	4,662
特 別 損 失	68,550
固 定 資 産 除 却 損	13,035
関 係 会 社 株 式 評 価 損	55,515
税 引 前 当 期 純 損 失	441,971
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	323,394
法 人 税 等 調 整 額	△8,985
当 期 純 損 失	756,379

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 (注) 1	利益剰余金合計				
2021年4月1日 残高	855,743	1,005,145	24,750	9,852,186	9,876,936	△2,447	11,735,377	8,671	11,744,049
会計方針の変更による累積的影響額				△47,157	△47,157		△47,157		△47,157
会計方針の変更を反映した当期首残高	855,743	1,005,145	24,750	9,805,028	9,829,778	△2,447	11,688,219	8,671	11,696,891
事業年度中の変動額									
新株の発行	7,647	7,647					15,294		15,294
剰余金の配当				△52,704	△52,704		△52,704		△52,704
当期純損失				△756,379	△756,379		△756,379		△756,379
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								4,250	4,250
事業年度中の変動額合計	7,647	7,647	—	△809,083	△809,083	—	△793,788	4,250	△789,538
2022年3月31日 残高	863,390	1,012,792	24,750	8,995,944	9,020,694	△2,447	10,894,430	12,922	10,907,352

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

	為替変動準備金	繰越利益剰余金	合計
2021年4月1日 残高	1,000,000	8,852,186	9,852,186
会計方針の変更による累積的影響額		△47,157	△47,157
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,000	8,805,028	9,805,028
事業年度中の変動額			
新株の発行			
剰余金の配当		△52,704	△52,704
当期純損失		△756,379	△756,379
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	△809,083	△809,083
2022年3月31日 残高	1,000,000	7,995,944	8,995,944

2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率によっております。

② 貸倒懸念債権及び

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

破産更生債権

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、将来賞与支給見込額のうち当期に対応する部分を計上しております。

製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績率をもとに当期の売上に対応して発生する見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間
帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処
理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、主として自動車部品の製造・販売を行っております。当社では、主に完成した商品及び製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しており、原則として、契約条件等に基づき納品日等において当該商品及び製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。商品及び製品の販売契約における対価は、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…金利通貨スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建借入金
- ③ ヘッジ方針 為替変動・金利変動に起因するリスクを管理することを目的としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度に計上した金額

商品及び製品	1,205,442千円
仕掛品	415,439千円
原材料及び貯蔵品	821,657千円
計	2,442,539千円

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

棚卸資産は取得原価で評価しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、正味売却価額で評価し、取得原価との差額を当期の費用として処理しております。なお、営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に当たった一定の基準により規則的に帳簿価額を切り下げの方法により評価しております。

市場環境が悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、損失が発生し、重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度に計上した金額

貸倒引当金	△3,405,095千円
-------	--------------

なお、上記はGMB NORTH AMERICA INC. に対する計上額であります。

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

当社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については、債務者の財政状態及び将来の見通し等を勘案して、貸倒引当金を計上しております。

回収不能見込額の見積りにおいて使用される仮定は、将来の予測不能な前提条件の変化によって見積りを変更されることにより、回収不能見込額が増減し、貸倒引当金が増額または減額する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、買戻し契約に該当する有償支給取引については、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。加えて、販売手数料等の顧客に支払われる対価については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は378,875千円減少し、売上原価は359,198千円減少し、販売費及び一般管理費は142,527千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ122,850千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は47,157千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保に供している資産

建物	258,919千円
土地	1,561,202千円
計	1,820,122千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定含む）	2,210,000千円
------------------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,464,636千円
減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(3) 偶発債務

保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

青島吉明美機械制造有限公司	782,400千円
---------------	-----------

以下の関係会社の仕入債務に対して保証を行っております。

GMB NORTH AMERICA INC.	232,794千円
------------------------	-----------

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っております。

GMB OCEANIA PTY. LTD.	41,599千円
-----------------------	----------

(4) 受取手形割引高

566,256千円

(5) 流動負債その他に含まれる契約負債

13,207千円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務で区分表示したもの以外は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,266,047千円
② 短期金銭債務	874,413千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,679,718千円
② 仕入高	8,655,364千円
③ 営業取引以外の取引高	211,545千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,360株	一株	一株	1,360株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	55,406
未払社会保険料	13,531
未払事業税	15,820
製品保証引当金	3,660
棚卸資産	19,291
株式報酬費用	12,523
未払金	16,976
貸倒引当金	1,038,553
投資有価証券	854
退職給付引当金	98,679
関係会社株式	200,904
有形固定資産	135,209
小計	1,611,412
評価性引当額	△1,469,217
繰延税金資産合計	142,194
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,740
繰延税金負債合計	△5,740
繰延税金資産の純額	136,454

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	GMB KOREA CORP.	直接 54.4	当社製品の部品・商品の製造	部品・商品の仕入	712,783	買掛金	103,042
子会社	GMB NORTH AMERICA INC.	直接 62.9 間接 34.3	当社製品の同社への販売 資金の貸付 債務保証 役員の兼任2名	製品等の販売	785,394	売掛金	685,324
				受取利息	63,332	長貸付金	5,182,688
				債務保証	232,794	—	—
子会社	青島吉明美機械制造有限公司	直接 60.0 間接 40.0	当社製品の部品・商品の製造 債務保証 役員の兼任4名	部品・商品の仕入	4,054,407	買掛金	243,610
				債務保証	782,400	—	—
子会社	THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	直接 78.1 間接 20.2	当社製品の部品・消耗品等の同社への販売 当社製品の部品・商品の製造 役員の兼任3名	部品等の販売	161,202	売掛金	23,765
				部品・商品の仕入	2,806,150	買掛金	320,615
				受取配当金	65,985	—	—
子会社	GMB OCEANIA PTY. LTD.	直接 75.0 間接 25.0	当社製品の同社への販売 債務保証 役員の兼任2名	製品等の販売	148,365	売掛金	287,529

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社への当社製品等の販売、上記各社からの部品等の仕入及び資金の貸付等につきましては、市場動向を参考に交渉のうえ決定しております。

- 金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。
- GMB NORTH AMERICA INC. の債権に対し、3,405,095千円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において1,559,596千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	議決権等の所有割合(%) (被所有) 直接	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主、役員 の近親者	松岡 信夫	—	—	(被所有) 直接 19.9	—	相談役の支払報酬	19,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

- 当社の代表取締役社長及び会長として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、奥深い知識、幅広い人脈等をもとに、グループ経営を中心に当社に対して助言指導を行っております。また、代表取締役副社長松岡祐吉の実父であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,069円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 143円62銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

GMB株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 穰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMB株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMB株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

GMB株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中田 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 穰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMB株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とリモート等を通じて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社、及び関連会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

GMB株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 宮 内 誠 ⑩
社 外 監 査 役 中 川 雅 晴 ⑩
社 外 監 査 役 平 山 菊 二 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続を基本方針としております。この配当政策に基づき、慎重に検討しました結果、期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、1株につき10円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 52,704,340円

なお、当期の年間配当金は、中間配当金10円と合わせ、1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の定款変更内容のとおり、当社定款第14条を変更するものであります。

・定款変更内容

- ① 変更案第14条第1項は株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 補欠監査役の選任に関する現行定款第33条第3項で引用する会社法第329条の項番号を、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の相当項番号に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> <p>4. (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>附則</u>)</p> <p>1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(<u>電子提供措置等</u>)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は、任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつおかゆうきち 松岡祐吉 (1972年12月9日)	1998年3月 当社入社 2004年2月 GMB NORTH AMERICA INC. 副社長 2009年8月 当社営業第3部長 2010年1月 当社執行役員営業副本部長兼 営業第3部長 2013年6月 当社常務取締役営業部門担当・営業 副本部長兼営業第3部長 2015年4月 当社常務取締役営業部門担当・営業 副本部長兼営業第1部長 2018年6月 当社専務取締役営業本部長 2020年6月 当社代表取締役専務営業本部長 2021年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 (現任)	131,531株
<p>【選任理由】 代表取締役副社長営業本部長として当社経営を担い、GMB NORTH AMERICA INC.の副社長を歴任し、海外営業および業務全般に精通しております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			
2	ぜんだあつし 善田篤志 (1973年1月17日)	1995年4月 株式会社住友銀行（現株式会社 三井住友銀行）入行 2004年5月 当社入社 2014年1月 当社経営管理室長 2017年6月 当社取締役財務部門担当・経営管 理室長 2018年6月 当社常務取締役経営管理本部長 2021年6月 当社専務取締役経営管理本部長 総務部担当 (現任)	10,533株
<p>【選任理由】 専務取締役経営管理本部長総務部担当として当社経営を担い、財務、経営企画、総務等の担当を務めております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	お お た き た み や 大 瀧 民 也 (1959年4月24日)	1982年5月 当社入社 2009年1月 当社営業第2部長 2015年1月 当社執行役員営業第2部長 2017年6月 当社取締役営業第2部長 2018年6月 当社常務取締役営業副本部長 2019年6月 当社常務取締役OEM事業部担当 2021年4月 当社常務取締役営業副本部長営業 企画部担当 (現任)	21,869株
		【選任理由】 常務取締役営業副本部長営業企画部担当として当社経営を担い、長年、海外営業や欧州地域OEM営業の推進に努めております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	
4	む し む ら と も の ぶ 芳 村 朋 信 (1962年5月29日)	1985年3月 当社入社 2010年1月 当社生産技術部長 2017年1月 当社執行役員生産技術担当 2019年6月 当社取締役設計技術・生産技術担当 2021年6月 当社取締役設計技術・生産技術担当 環境管理責任者 (現任)	15,307株
		【選任理由】 取締役設計技術・生産技術担当・環境管理責任者として当社経営を担い、長年、当社および海外グループ会社の生産設備の管理調整にも努める等、生産設備に係る技術部門全般に精通しております。その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	
5	か わ た か ず よ し 河 田 一 良 (1958年6月30日)	1977年4月 シュナイダー商事株式会社入社 1979年1月 当社入社 2009年1月 当社第1営業部長 2015年4月 青島吉明美机械制造有限公司副社 長 2018年1月 当社執行役員第一営業部長 2020年6月 当社取締役第一営業部長 (現任)	15,371株
		【選任理由】 取締役第一営業部長として当社経営を担い、長年海外営業の推進に努めております。営業部門の一層の強化のため、その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
6	わだ か つ や ※和田 勝也 (1964年7月3日)	1987年4月 株式会社南都銀行入行 2018年4月 株式会社南都銀行木津支店長 2019年4月 当社総務部長(出向) 2020年4月 当社入社執行役員総務部長 (現任)	2,390株
	【選任理由】 執行役員総務部長として総務部門全般にわたり管理をしております。総務部門の一層の強化のため、その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、新たに取締役として選任をお願いするものです。		
7	お お つ か し ん ※大塚 慎 (1968年6月15日)	1998年9月 株式会社大塚ポリテック入社 2004年8月 同社営業担当取締役兼株式会社大塚ポリテック福島製作所(子会社)社長 2016年4月 株式会社大塚ポリテック常務取締役 2021年7月 当社入社奈良・八尾工場長付顧問 (現任)	一株
	【選任理由】 奈良・八尾工場長付顧問として製造部門全般にわたる業務の管理をしております。製造部門の一層の強化のため、その知識、能力、経験、人格等を総合的に考慮し、新たに取締役として選任をお願いするものです。		
8	や ん ひ ゚ ん う ん 梁 亨 恩 (1956年10月2日)	1980年3月 株式会社大韓航空入社 1994年5月 株式会社アジアナ航空入社 1995年4月 同社富山支店長 2001年1月 同社国際線営業部長 2003年1月 同社大阪支店長 2007年4月 大阪商業大学アミューズメント産業研究所研究員(地域政策学博士)(現任) 2015年6月 当社取締役 (現任)	一株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。また、異業種における管理者としての豊富な経験ならびに学識経験者としての高い見識を有しており、既に当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場での適切な意見をいただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができる人材と判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	はだののりあき 波多野憲昭 (1946年10月31日)	1965年4月 広島国税局 2000年7月 下京税務署副署長 2002年7月 大阪国税局査察部査察第3部門統括国税査察官 2005年7月 舞鶴税務署長 2006年10月 波多野税理士事務所開業 2019年6月 当社取締役 (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまで税理士として財務、会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、独立した客観的な視点により経営への関与を期待し、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものです。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※は新任の取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 梁亨恩氏および波多野憲昭氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、梁亨恩氏および波多野憲昭氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 梁亨恩氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

(3) 波多野憲昭氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(4) 当社は、梁亨恩氏および波多野憲昭氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役および監査役に就任した場合には、各候補者は会社法第430条の3第1項に規定する保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

以上

(ご参考)

第3号議案が承認された場合の取締役スキルマトリックス

氏名・役職	企業経営	財務会計	法務・リスク マネジメント	グローバル 経験	生産・品 質・技術	営業・マー ケティング	IT・デジ タル・DX	ESG・サス テナビリティ	人事・ 人材育成	コーポレート ガバナンス
松岡 祐吉	○	○		○	○	○	○	○	○	
善田 篤志	○	○	○				○	○	○	○
大瀧 民也				○	○	○				
芳村 朋信					○			○		
河田 一良	○			○		○				
和田 勝也		○	○					○	○	○
大塚 慎	○	○			○	○			○	○
梁 亨恩	○			○						
波多野憲昭	○	○								

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

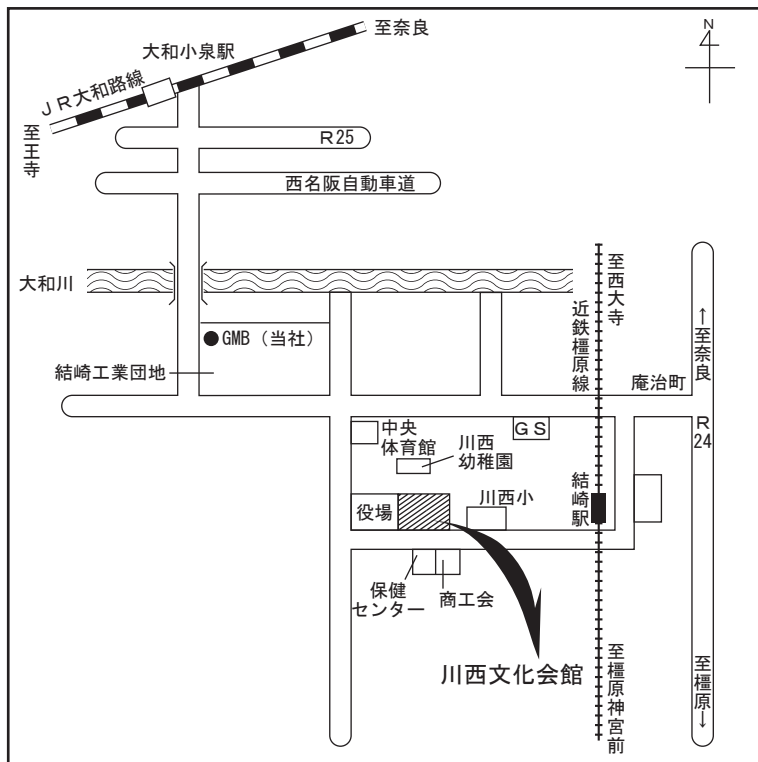
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 奈良県磯城郡川西町結崎32番地の1
川西文化会館「コスモスホール」



交通機関

近鉄橿原線 結崎駅下車 徒歩約15分

午前9時より9時30分まで 当社送迎車を運行いたしますのでご利用ください。(約3分)

J Rをご利用の場合

大和路線 大和小泉駅下車 東口より当社マイクロバスが午前9時30分に発車いたしますのでご利用ください。(約10分)